

## 平成29年矢巾町議会定例会4月会議目次

議案目次 ..... 1

### 第 1 号 (4月28日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	7
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会議期間の決定	8
○陳情・請願	8

#### 29請願第1号 町道森線の照明設備設置の請願

○請願・陳情の審査報告	9
-------------	---

#### 28請願第4号 西徳田一区公園内に防犯カメラ設置の請願

○常任委員会報告について	10
○新しいまちづくり調査研究特別委員会報告について	14
○いじめ対策調査特別委員会報告について	15
○報告第1号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について	17

○報告第2号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告について	20
---	----

○議案第38号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	25
---	----

○議案第39号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について	26
------------------------------------	----

○発議案第1号 「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」法案の撤回を求める意見書	
---------------------------------------	--

の提出について	2 9
○会議時間の延長	3 3
○発議案第2号 新しいまちづくり調査研究特別委員会の廃止について	3 6
○発議案第3号 いじめ対策調査特別委員会の廃止について	3 7
○常任委員会委員の選任について	3 9
○散 会	4 2
○署 名	4 3

## 議案目次

平成29年矢巾町議会定例会4月会議

1. 請願・陳情
  - 29 請願第1号 町道森線の照明設備設置の請願
2. 請願・陳情の審査報告
  - 28 請願第4号 西徳田一区公園内に防犯カメラ設置の請願
3. 常任委員会報告について
4. 新しいまちづくり調査研究特別委員会報告について
5. いじめ対策調査特別委員会報告について
6. 報告第1号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
7. 報告第2号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告について
8. 議案第38号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
9. 議案第39号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について
10. 発議案第1号 「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」法案の撤回を求める意見書の提出について
  11. 発議案第2号 新しいまちづくり調査研究特別委員会の廃止について
  12. 発議案第3号 いじめ対策調査特別委員会の廃止について
  13. 常任委員会委員の選任について
  14. 議会運営委員会委員の選任について



## 平成29年矢巾町議会定例会4月会議議事日程（第1号）

平成29年4月28日（金）午後1時30分開議

### 議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 請願・陳情
  - 29請願第1号 町道森線の照明設備設置の請願
- 第 4 請願・陳情の審査報告
  - 28請願第4号 西徳田一区公園内に防犯カメラ設置の請願
- 第 5 常任委員会報告について
- 第 6 新しいまちづくり調査研究特別委員会報告について
- 第 7 いじめ対策調査特別委員会報告について
- 第 8 報告第 1 号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
- 第 9 報告第 2 号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告について
- 第10 議案第38号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第39号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について
- 第12 発議案第1号 「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」法案の撤回を求める意見書の提出について
- 第13 発議案第2号 新しいまちづくり調査研究特別委員会の廃止について
- 第14 発議案第3号 いじめ対策調査特別委員会の廃止について
- 第15 常任委員会委員の選任について
- 第16 議会運営委員会委員の選任について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	伊藤清喜君
総務課長 兼防災安全室長	山本良司君	企画財政課長 兼政策推進室長	藤原道明君
会計管理者 兼税務課長	佐藤健一君	住民課長	浅沼仁君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	村松徹君
産業振興課長	稻垣穰治君	道路都市課長	菅原弘範君
農業委員会事務局長	村松亮君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長 兼矢巾町公民館長	野中伸悦君	学校給食共同調理場所長	佐々木忠道君
農業委員会長	高橋義幸君		

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田 孝君 係 長 藤原和久君  
主任主事 渡部 亜由美君



---

午後 1時30分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

会議に先立ち、紹介を行います。4月1日付で教育長に就任しております和田修教育長を紹介します。

登壇しての挨拶を許します。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 4月1日、教育長としての辞令を受けました和田修と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

昨年3月31日付で矢巾町立矢巾中学校の校長を退職し、36年間の教育現場をそこで終えました。そして、昨年度は矢巾町教育委員会に1年間お世話になり、行政を1年経験させていただきました。私にはこの2つの経験しかございません。これからは、これから必要になる教育長としての仕事、それを勉強してまいりたいと思います。何よりも未来ある子どもたちのために希望あふれる矢巾町により希望をという願いで、皆さんとともに頑張ってまいりたいと思います。たくさんのこと教えていただくことになると思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、4月の人事異動で幹部職員に異動がありましたので、総務課長より紹介を行います。

山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 4月1日付で人事異動によりまして職員の異動がございましたので、異動しました職員をご紹介申し上げます。

最初に、健康長寿課長、村松徹でございます。

○健康長寿課長（村松 徹君） どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（山本良司君） 次に、社会教育課長兼矢巾町公民館長、野中伸悦でございます。

○社会教育課長兼矢巾町公民館長（野中伸悦君） よろしくお願いします。

○総務課長（山本良司君） 続きまして、農業委員会事務局長、村松亮でございます。

○農業委員会事務局長（村松 亮君） よろしくお願ひいたします。

○総務課長（山本良司君） 次に、学校給食共同調理場所長、佐々木忠道でございます。

○学校給食共同調理場所長（佐々木忠道君） よろしくお願ひいたします。

○総務課長（山本良司君） 以上、4名の紹介を終わります。

○議長（廣田光男議員） ただいまから平成29年矢巾町議会定例会を再開します。

これより4月会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

11番 高橋七郎 議員

12番 長谷川和男 議員

13番 川村よし子 議員

の3名を指名します。

---

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の4月会議の会議期間は、4月25日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、4月会議の期間は本日1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 請願・陳情

##### 29請願第1号 町道森線の照明設備設置の請願

○議長（廣田光男議員） 日程第3、請願・陳情を議題とします。

4月25日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。29請願第1号 町道森線の照明設備設置の請願については、会議規則第92条

第1項の規定により、総務常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第4 請願・陳情の審査報告

##### 28請願第4号 西徳田一区公園内に防犯カメラ設置の請願

○議長（廣田光男議員） 日程第4、請願・陳情の審査報告を議題とします。

総務常任委員会に付託しておりました28請願第4号 西徳田一区公園内に防犯カメラ設置の請願について、審査の報告を求めます。

藤原由巳総務常任委員長。

(総務常任委員長 藤原由巳議員 登壇)

○総務常任委員長（藤原由巳議員） それでは、ただいまから請願審査の報告を行います。あらかじめ配付しております資料に基づきまして報告をさせていただきます。

平成29年4月28日、矢巾町議会議長、廣田光男様、矢巾町議会総務常任委員会委員長、藤原由巳。請願審査報告書。平成28年矢巾町議会定例会12月会議において付託を受けた請願について、会議規則第94条第1項の規定により、次のとおり報告する。

記、1、付議事件名、28請願第4号 西徳田一区公園内に防犯カメラ設置の請願。請願者、矢巾町大字東徳田第5地割63番地、西徳田一区自治会会长、吉田和行。紹介議員、昆秀一。

2、委員会開催年月日、平成28年12月6日、火曜日、平成28年12月13日、火曜日、平成29年1月11日、水曜日、平成29年2月16日、木曜日、平成29年3月13日、月曜日。出席委員、藤原由巳、小川文子、廣田清実、山崎道夫、長谷川和男、廣田光男。

審査経過、28請願第4号について平成28年12月6日、委員全員出席のもと、紹介議員である昆秀一議員及び参考人として西徳田一区自治会会长である吉田和行氏の出席を求めて、趣旨説明を受けながら現地調査を行った。また、同日の現地調査後、12月13日、平成29年1月11日、同じく2月16日及び3月13日の5回にわたり、総務課防災安全室からの参考意見の聴取や矢巾交番からの意見を踏まえ、他自治体の状況や法律による規制等を参考に慎重審議した。

5、審査意見、前述のとおり5回にわたり協議を進めたが、結論には至らなかった。委員会の総意として、①プライバシー保護にかかわる課題の整理が必要であること、②犯人捜し

的な防犯カメラを町として設置することへの疑問が残ること、③自治会として当事者等と話し合いを重ねるなど自助努力が必要であると考えられること、④町が防犯カメラを設置するための課題の整理が必要であることという意見に集約された。しかし、請願にあった地域課題は町全体、また現代社会における課題でもあるということについては、委員全員の認識が一致している。町議会定例会3月会議での審査報告に至らなかつたが、この地域課題は委員会として今後も引き続き審査していく必要があり、全会一致で継続審査といたしました。

議員各位の特段のご理解をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 以上で28請願第4号の審査報告を終わります。

---

#### 日程第5 常任委員会報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第5、常任委員会報告についてを議題とします。

初めに、総務常任委員会から報告を求めます。

藤原由巳総務常任委員長。

（総務常任委員長 藤原由巳議員 登壇）

○総務常任委員長（藤原由巳議員） それでは、議長の命を受けましたので、ただいまから総務常任委員会の活動報告をさせていただきます。前もって皆様方のお手元に配付しております資料に基づきまして報告をいたすものでございます。

平成29年4月28日、矢巾町議会議長、廣田光男様、総務常任委員会委員長、藤原由巳。総務常任委員会の活動報告について。矢巾町議会委員会条例第3条の規定により常任委員会の任期が満了することから、矢巾町議会運用例集第138の規定に基づき別紙のとおり報告をいたします。

なお、詳細概要については別紙には詳しくあるわけでございますが、詳細概要については以下口頭にて報告をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

矢巾町議会改選後の平成27年5月から平成29年4月までの前期2年間、総務常任委員会が行ってまいりました所管課題の調査研究の経過と結果について総括的にご報告いたします。

当委員会は、平成27年度は地方創生の取り組み、自立可能な町財政を目指してなどを、平成28年度は遊休町有地の利活用、地方創生事業について、岩手医科大学の総合移転事業、防災・防犯対策についてなどをテーマとして委員会活動を展開してまいりました。

初年度は、国の地方創生政策が示されたことから、その方向性の確認等について活動を進めてまいりましたが、議決事案となった第7次矢巾町総合計画の議決に向けての協議が中心

となって経過したところであります。

平成28年度は、年度当初に当委員会としての目標を定め、計画に準じて20回に及ぶ委員会の開催と3日間の所管事務調査を実施し、一般質問等での政策提言を行ってきたところであります。委員会活動の概要は、テーマ及び新しいまちづくり調査研究特別委員会からの調査課題に取り組んだところでありますが、本町の将来を見据えた財政課題については深い議論に至らず経過しております。

以上のことと踏まえ平成29年度は、地方創生事業の中心とも言われるウエルネスタウンプロジェクト事業、ローカルプランディング事業、地域おこし協力隊事業の進展確認とあわせ、喫緊の課題でもある遊休町有地の利活用や防災情報伝達手段と空き家対策事業の構築に向けての協議が求められるところであります。

次期任期の後半には、第7次総合計画後期計画に向けての検討も始まるところから、前期計画の検証を進めていく必要があります。そして、将来的には2025年問題を含め必ずやってくる少子高齢化への財政的対応策を講じていくべく議論も重ねる必要があります。

あわせて、9月に示される新公会計制度での決算状況を精査しつつ、実質公債費比率、将来負担比率の改善を含めて、財政健全化に向けた深い議論と町当局への積極的提言に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、報告といたしますが、委員各位のこの2年間のご協力に感謝を申し上げまして、総務常任委員会の報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 次に、産業建設常任委員会から報告を求めます。

藤原梅昭産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 藤原梅昭議員 登壇）

○産業建設常任委員長（藤原梅昭議員） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成29年4月28日、矢巾町議会議長、廣田光男様、産業建設常任委員会委員長、藤原梅昭。産業建設常任委員会の活動報告について。矢巾町議会委員会条例第3条の規定により常任委員の任期が満了することから、矢巾町議会運用例集第138の規定に基づき別紙のとおり報告いたします。

矢巾町議会改選後の平成27年5月から平成29年4月までの前期2年間、産業建設常任委員会が行ってまいりました所管課題の調査研究の経過と結果について、詳細については別紙を参照願いますが、ここでは総括的にご報告いたします。

当委員会は、産業の活力と環境を高めるまちづくりをテーマとして取り組み、関係各課か

らの事業説明及び各種団体との意見交換を行い調査課題を抽出するとともに、新しいまちづくり調査研究特別委員会から当委員会への調査研究テーマとして土地利用について調査研究に取り組んでまいりました。

土地利用については、①煙山小学校周辺、②3ヘクタールの町有地を含む不動小学校周辺、③国道4号沿いを中心に調査を行い、関係課から意見交換と関係法律である都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農振法について説明を受け、状況を把握したところであります。

各種団体との懇談会は、矢巾町商工会及び岩手中央農業協同組合と情報交換を行いました。

管外視察研修は、高速道及び一般道の両方から利用できる道の駅の設置の可能性について千葉県南房総市の道の駅「富楽里とみやま」及び小水力、バイオマス、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を通じ低炭素社会の構築を目指している岡山県西粟倉村の取り組みについて視察研修を実施しました。

また、大白沢地区、西部地区の現地調査を行い、新たな地域活性化や観光に向けた資源であると感じたところであります。

意見要望として、1点目は平成29年度は都市計画マスタープラン見直しの計画を作成する重要な年度であり、議会としても早期の慎重審議が必要であります。2点目といたしましては、矢巾スマートインターチェンジの開通及び岩手医科大学附属病院の移転開院を控え、安全、安心を大前提とする道路網の計画及び構築が急務であります。3点目といたしましては、平成30年度以降の米の生産調整について、町とJAの連携を密にし、生産現場に混乱が生じないよう対応していくことが重要であります。

以上、3点について意見要望し、産業建設常任委員会の報告といたします。

委員初め各議員のご協力をいただきこの2年間頑張ってまいりました。本当にありがとうございました。以上で報告終わります。

○議長（廣田光男議員） 次に、教育民生常任委員会から報告を求めます。

齊藤正範教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 齊藤正範議員 登壇）

○教育民生常任委員長（齊藤正範議員） それでは、教育民生常任委員会の活動報告について、読み上げて報告いたします。

平成29年4月28日、矢巾町議会議長、廣田光男様、教育民生常任委員会委員長、齊藤正範。教育民生常任委員会の活動報告について。矢巾町議会委員会条例第3条の規定により常任

委員の任期が満了することから、矢巾町議会運用例集第138の規定に基づき別紙のとおり報告します。

矢巾町議会改選後の平成27年5月から平成29年4月までの前期の2年間、教育民生常任委員会が行ってまいりました所管課題の調査研究の経過と結果について、2常任委員会同様、明細は資料として出しておりますけれども、総括的にご報告いたします。

当委員会は、学校教育の現状と課題並びに制度の調査研究をテーマとして取り組んでまいりました。町内各小中学校を訪問調査し、あわせて隣接する児童館を視察いたしました。ステイブン英語講師の授業を参観し、授業ではなく活動として英語指導をしているということや、岩手大学の学生を招いて陸上競技の基本を学んでいるという外部講師を活用した積極的取り組みが行われておりました。また、各学年を縦割り班に編成し、異学年交流の活動を行っている徳田小学校の取り組みが各児童館で取り入れられ、効果を発揮していることも明らかになりました。

一方、徳田、不動小学校では1学年1クラスという編成が多く、少子化の時代を迎えております。小中一貫校も視野に入れ、群馬県藤岡市の連携型小中一貫教育や長野県信濃町の施設一体型小中一貫校などを調査しました。学力向上や学級の適正規模など取り組みの効果が示されておりましたが、当町における検討の時期はまだ先にあるということでした。継続的な研究調査を当局に望むものであります。

なお、この視察は町当局の職員が同行したこと、執行者側の視点から詳細な部分についても調査することができました。このことは、より広い課題の捉え方ができたという新しい成果として出たのかなということを申し添えたいと思います。

史跡徳丹城跡の活用振興策については、二戸市にある九戸城跡を視察して、史跡整備指導委員会の役割を認識するとともに、本町では不在であることを確認いたしました。さらには、史跡と道の駅の併設による相乗効果を考察するため、群馬県みなかみ町の国指定史跡「矢瀬遺跡」に隣接する道の駅の視察を行いました。このことから、徳丹城南側で既に用地が確保されている新しい計画道路との間に道の駅を計画することといたしました。

次に、子育て支援の現状調査として、機会を捉えてアンケート調査を行いました。委員会独自による現地調査を牽引した副委員長の熱心な取り組みもあって、初めての取り組みとなりました。今後は調査で得られた声に応えるよう、提言をしてまいります。

最後にいじめ問題とその対策についてですが、特別委員会の設置により第三者委員会の経過を見守ることとなりました。慎重審議の上制定されました矢巾町いじめ対策に関する条例

について、附則に記した内容を当常任委員会が担うべきと認識を新たにしているところあります。

以上、教育民生常任委員会の報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

この報告に対する質疑は、全員協議会で審議を尽くしておりますので、省略します。

以上で常任委員会報告を終わります。

---

#### 日程第6 新しいまちづくり調査研究特別委員会報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、新しいまちづくり調査研究特別委員会報告についてを議題とします。

新しいまちづくり調査研究特別委員長から、調査研究が終了したので報告の申し出があります。委員長の報告を求めます。

山崎道夫新しいまちづくり調査研究特別委員長。

（新しいまちづくり調査研究特別委員長 山崎道夫  
議員 登壇）

○新しいまちづくり調査研究特別委員長（山崎道夫議員） それでは、新しいまちづくり調査研究特別委員会の報告をいたします。

平成29年4月28日、矢巾町議会議長、廣田光男様、新しいまちづくり調査研究特別委員会委員長、山崎道夫。新しいまちづくり調査研究特別委員会報告書。平成27年矢巾町議会定例会6月会議において議員発議により特別委員会を設置し、下記付議事件に関する調査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告いたします。

なお、付議事件、調査経過、各常任委員会からの報告については、別紙を添付してございますので、ご参照をいただきたいと思います。

本日は調査意見のみ報告をさせていただきます。3、調査意見、平成28年度の新しいまちづくり調査研究特別委員会の活動として各常任委員会に対する調査要請以外の調査研究活動に取り組んできたが、幹事会7回、特別委員会8回を開催し、新しいまちづくりに関し必要な事項の調査活動に取り組んできました。

その内容については、1、第7次矢巾町総合計画前期基本計画の実施計画について、2、ウェルネスタウンプロジェクト計画について、3、土地利用、市街化調整区域における開発許可基準について、4、地方創生事業について、5、ウェルネスタウンプロジェクトの進捗

状況についてなどであり、それぞれ担当課から説明を受け、計画並びに事業の内容や進捗状況等について調査してきた。

特に地方創生事業の一環で本町が取り組んでいる健康増進を軸とするまちづくりウエルネスタウンプロジェクトについて、新年度に入ってその内容が明らかになってきたところであります。予定では、平成29年5月中旬をめどにまちづくり会社を設立し、事務所はJR矢幅駅の旧区画整理課の一室に設けるとのことであり、主に起業支援を手がけるとしております。また、まちづくり会社は一般社団法人として設立し、社員は今年度採用した地域おこし協力隊2人を含む計3人による運営を想定しているとのことであります。今後新しい産業の育成と起業促進に大いに力を発揮していただくことを期待するものであります。

また、各常任委員会に要請していた新しいまちづくりに関する調査課題について調査結果の報告を受けましたが、各常任委員会において今後のまちづくりに関し矢巾町としてどのような計画や事業を推進する考えなのか、さらにはその際課題となるものは何か、その解決に向けてどのような取り組みをしていくのかなどについて、かなりの時間を費やし懸命に調査に取り組んでいただきました。そして、多くの調査課題について政策提言ができる内容に取りまとめていただいたことに、心から感謝するものであります。

したがって、多くの調査項目の中から、1、行政区再編について、2、町営住宅の利活用と町営戸建て住宅の集合化について、3、土地利用について、4、矢巾スマートインターチェンジ周辺の開発について、5、史跡徳丹城周辺を活用したまちづくりの取り組みについて、6、人口増加に向けた新しいまちづくりにおける子育て支援、福祉・高齢化対策について、以上6項目について政策提言を行うこととしております。町当局にはその内容をしんしゃくしていただき、第7次総合計画後期基本計画に組み入れ、具体的な計画や事業にしっかりと生かしていただくよう、あわせて強く要請したいと考えております。

以上の報告をもって、各常任委員会並び各委員のご協力のもと2年間にわたって活動してきました新しいまちづくり調査研究特別委員会の最終報告といたします。

以上をもって報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

この報告に対する質疑、討論は、特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

以上で新しいまちづくり調査研究特別委員会報告を終わります。

○議長（廣田光男議員）　日程第7、いじめ対策調査特別委員会報告についてを議題とします。

いじめ対策調査特別委員長から、いじめ対策に関する調査が終了したので、報告の申し出があります。

委員長の報告を求めます。

齊藤正範いじめ対策調査特別委員長。

（いじめ対策調査特別委員長　齊藤正範議員　登壇）

○いじめ対策調査特別委員長（齊藤正範議員）　それでは、読み上げて報告をいたします。

平成29年4月28日、矢巾町議会議長、廣田光男様、いじめ対策調査特別委員会委員長、齊藤正範。

いじめ対策調査特別委員会報告書。平成27年矢巾町議会定例会7月会議において特別委員会を設置し、下記付託事件に関する調査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

1、付託事件。1号、いじめ対策に関する調査、2号、いじめの発生防止に関する調査、3号、その他いじめ対策に必要な事項に関する調査。

2、調査経過。平成27年7月23日に特別委員会の設置以降、これまで委員会11回、幹事会8回を開催し、状況の把握、小中学校のいじめ防止対策の状況と取り組み、いじめ防止対策に関する条例素案の内容、第三者委員会の調査経過や提言内容などに関しての調査研究を行いました。調査経過は以上のとおりであります。なお、委員会、幹事会の開催経過については、お目通し願います。

3、調査意見。平成27年7月5日にいじめが一因と思われる中学2年生の男子生徒がみずから命を絶つという事案が発生した。いじめ防止推進法では重大事案発生時には学校が教育委員会などへの報告が義務づけられていたが、生徒が通っていた中学校は平成26年4月から平成27年6月まではいじめはゼロと報告していた。しかしながら、生活記録ノートの記述からは生徒が心身の苦痛を感じていることが読み取れただけに、なぜいじめを認識できなかつたかなど学校での対応に不信が寄せられたほか、報道等により町民や児童生徒、保護者、学校関係者など不安な状況が毎日続いた。

議会は、平成27年7月8日、7月22日両日に事案内容、事案発生後の対応、第三者による調査委員会、矢巾町いじめ問題対策委員会設置について町教育委員会より全員協議会の場で説明を受け、平成27年7月23日にいじめ対策調査特別委員会を設置し、対策や調査を行うこととした。途中経過や提言内容、町制定のいじめ防止条例などに関して質疑や協議を行い、

なぜ大人は子どもを守ることができなかつたのか、これからどのようにいじめを防いでいくのかを調査研究して、いじめ防止条例への提言などを行つてきた。

国はいじめ防止推進法を、町や各学校ではいじめ防止基本方針を制定していたが、事案は起つてしまつた。いじめは起つり得るもの、起つるものと位置づけ、児童生徒が安心して相談できる体制を子どもの目線に立ち継続して検証しながら、実効性を上げていくことが大切な課題である。

県下初の矢巾町いじめ防止対策に関する条例は、特別委員会に付託され審議された結果、2年をめどとして条例の検討を行い、条例の改正、その他必要な措置を講ずるものとすることを附則に加え、修正案を議決した。

当町としては、既に定めているいじめ防止基本方針とあわせ趣旨に沿つた行動をとることによりいじめ問題を解決できるよう、学校、教育関係者、児童生徒、保護者、町民などが一丸となって連携した取り組みが必要と思われる。

いじめは子どもに限つたことではないということを町民の皆様に知つていただき、一昨年本町で起つた悲しい事案を二度と起こしてはいけないと決意を新たにし、いじめ対策調査特別委員会の最終報告とする。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

この報告に対する質疑、討論は、特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

以上でいじめ対策調査特別委員会報告を終わります。

---

日程第8 報告第1号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る  
報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第8、報告第1号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第1号 矢巾町税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の平成29年度税制改正において、現下の経済情勢等を踏

まえ経済成長力の底上げなどの観点から地方税法同施行令及び同施行規則の改正が行われたことに伴い、個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に係る所要の改正を行うものであります。

その改正の主な内容ですが、個人町民税につきましては控除対象配偶者の呼称を同一生計配偶者とすること、頻発する地震、風水害等の災害に対し住宅ローン控除特例の拡充、居住用財産の買いかえ等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除等の適用に関し期間の延長の特例を設けること、また肉用牛の売却に係る特例について適用期間を3年間延長するなどの措置を講ずるものであります。

次に、固定資産税につきましては我がまち特例として新たに児童福祉法の規定に基づく事業所内保育事業に供する施設等の課税標準を2分の1、都市緑地法に規定する土地の課税標準を3分の2とする特例を適用するほか、耐震改修または外壁、窓等を通しての熱の損失防止のための改修工事の施工により認定長期優良住宅に該当する住宅について固定資産税税額を3分の1とする特例措置を講ずるものであります。

次に、軽自動車税につきましてはさきの自動車メーカーによる燃費性能に係る不正事案を踏まえ税額が変更となった結果生じた差額に係る納税義務について明確にすること、また燃費性能のすぐれた環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車の税率を軽減するいわゆるグリーン化特例について、平成31年3月までとする延長措置を講ずるものであります。

次に、国民健康保険税につきましては低所得者に対する保険税軽減措置の拡大を図るため、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において被保険者の数に乗ずべき金額を現行の26万5,000円から27万に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において被保険者の数に乗ずべき金額を現行の48万円から49万円に引き上げるものであります。

以上、今回の改正対象税目について主な改正点をご説明申し上げましたが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことから矢巾町税条例の一部を改正するものであり、平成29年3月31日をもって地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第8号の規定に基づき専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点お伺いします。

第1点目は、この条例を改正することによって町の今まで、平成27年、28年と比べてどうなるのか、お伺いします。それをまずお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） ただいま川村よし子議員からお話をありました条例改正により27年、28年と比べて29年度以降どうなるかということでございますけれども、今回の改正につきましては主に適用期限の延長だったりとか、あとは新たに特例の措置、保育事業に係る分とか、あと長期優良住宅に係る分、こういった固定資産税の新たな部分について、例えば4月1日以降設置した部分について新たに特例措置として3分の1ないし2分の1の課税免除するよというようなものでございますし、あとは国民健康保険税、こちらにつきましては5割軽減、2割軽減の対象となる世帯、所得ですけれども、それを5,000円と1万円ずつそれぞれ上げるということで、税額とすると余り大きな影響はないのかなと。確かに軽減世帯については多少範囲は広まったというふうに理解してございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） そうすると、今の答弁では軽自動車とかには関係ないですよね。先ほどの町長の説明では、軽自動車の排ガス規制とか、それから……ちょっとメモがあれだったのですけれども、軽自動車税のところも説明があったと思うのですけれども、そういう点、今の新車の場合は排ガス規制になっている車だと思うのですけれども、新車を買った場合は減税になるのですけれども、今までどおりだと値上げというか、どうなるのか、お伺いします。

それからもう一つ、国保のことなのですけれども、今まで2割、5割、7割軽減の人たちが、その5割と2割のところがあるのですけれども、金額というか、所得が割合が2割、5割のところが上がりますけれども、そのところの町のプラスになるというか、マイナスと思うのですけれども、その辺はどのようにになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） まず初めに、軽自動車税の件についてお答え申し上げます。1つは、27年度、28年度、ここは大きく変わってございまして、28年度からグリーン化特例というものができますがございまして、例えば今まで7,200円だった軽の四輪乗用が1万

800円になったりとか、そういった大きな改正が28年度ございました。それが28年度から29年度となりますと、基本的に今回消費税が8%から10%、本来であればことしの4月1日から変わる予定でございましたけれども、それが延長になったということで、そうなった場合にはこのグリーン化特例というものが廃止になりますて、要は自動車取得税みたいな形のような税制に軽自動車税も変わる予定あったのですけれども、それが今回延長になったということで、グリーン化特例も引き続き環境、取得した際に応じてになりますけれども、車の税金のかかり方が28年度と同様の形というふうな形になります。これが平成31年3月まで延長になったということでございます。

国民健康保険税についてでございますけれども、なかなか説明しづらいところでございますが、1人当たりの所得ということで、いわゆる2割と5割があるわけですけれども、それが範囲がスライドしたというふうに考えていただければわかると思います。スライドして拡大したというふうな形に考えていただければわかるかと思いますけれども、町にとってマイナスということは、特にこの部分の軽減される部分につきましては国のほうから交付されますので、この分は特に影響はないというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

---

日程第9 報告第2号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の  
専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第9、報告第2号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由及び補正予算の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第2号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

歳入の主なものにつきましては、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、

5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、9款地方交付税、10款交通安全対策特別交付金、13款国庫支出金及び14款県支出金について、年度末をもって交付額が確定したことによりそれぞれ増額または減額補正をするものであります。

次に、歳出の主なものにつきましては2款総務費の財政調整基金積立金を増額補正し、3款民生費、4款衛生費及び6款農林水産業費を減額補正し、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,824万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億1,829万6,000円とするものであります。

これらのことについては、3月31日に地方自治法第180条第1項並びに矢巾町長専決条例第2条第5号及び第6号の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君）　それでは、報告第2号　平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の詳細について説明いたします。

5ページをお開き願います。第2表繰越明許費でございます。追加としまして、款、項、事業名、金額の順に説明いたします。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業203万円。3款民生費、1項社会福祉費、経済対策に伴う臨時福祉給付金給付事業5,196万1,000円。

次に、変更ですが、額のみの変更となります。8款土木費、2項道路橋梁費、矢巾スマートインターチェンジ整備事業、補正前2億5,376万7,000円、補正後2億5,401万8,000円。続きまして、橋梁整備事業、1億4,300万5,000円、補正後が1億1,835万5,000円。

次に、事項別明細によりまして説明いたします。13ページをお開き願います。今回の歳入の補正につきましては、町長からの提案理由説明にありましたとおり、毎年3月31日で確定する国、県からの税及び交付金の補正、また補助事業の精算による補助金の補正が主なものとなっております。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。

それでは、歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税360万7,000円、2項自動車重量譲与税△338万1,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金△205万8,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金△97万4,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金△242万9,000円。

ページを返していただきまして、6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金△5,787万円。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金△333万8,000円。

9款地方交付税、1項地方交付税9,688万2,000円。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金70万3,000円。

13款国庫支出金、1項国庫負担金△519万3,000円、2項国庫補助金△93万4,000円、3項委託金129万2,000円。

14款県支出金、1項県負担金△128万2,000円。ページを返していただきまして、2項県補助金△107万4,000円、3項委託金、下のページに参りまして410万円。

16款寄附金、1項寄附金13万9,000円。

19款諸収入、4項雑入5万6,000円。

続きまして、歳出に参ります。21ページをお開き願います。歳出の補正につきましては、各事業の精算に伴う減額及び財源更正が主なものでございます。説明は、歳入同様とさせていただきます。

それでは、歳出、2款総務費、1項総務管理費3,894万5,000円。こちらにつきましては、財源更正と財政調整基金積立事業の増となっております。この財政調整基金の積み立てによりまして、28年度一般会計のこの財政調整基金の残額につきましては17億1,136万3,000円となるものでございます。続きまして、3項戸籍住民基本台帳費、財源更正でございます。4項選挙費も財源更正でございます。

ページを返していただきまして、3款民生費、1項社会福祉費△88万9,000円、2項児童福祉費△701万5,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費△45万3,000円、2項環境衛生費、財源更正でございます。

ページを返していただきまして、6款農林水産業費、1項農業費△234万2,000円。

8款土木費、4項都市計画費、これは財源更正でございます。

10款教育費、4項社会教育費、こちらも財源更正でございます。

以上で報告第2号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ページ数で17ページ、寄附金のところなのですけれども、教育寄附金13万9,000円入っておりますけれども、そこの説明をお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

この寄附金につきましては、田園ホールの自主事業のコンサートのチケット代に1枚当たり50円の寄附をお願いして販売したものでございます。この50円の積み立てで1,393名の方からご協力いただきまして、そのほかこれと同額の金額を指定管理者であります東北共立・寿光グループから同額の寄附をいただきまして、13万9,300円という形になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 済みません、もう一度17ページの諸収入の雑入の農地中間管理事業受託の増10万円になっているのですけれども、このことも説明お願いいたします。歳出で見るとマイナスになっているのですけれども、どうしてここの歳入のところには増になっているのか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稻垣譲治君） 諸収入の増につきましては、これは県のほうからの事務費の交付金が増額になったものでございますし、歳出につきましては当初予定しておりました面積が減ったことによります補助金の額の減ということになります。ちなみに6万7,502平米から6万6,340平米に面積が減ったものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

15番、藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 歳出24ページ、農業振興費のところでございますが、中間管理事業の関係は今お話がありました。その下の生産調整推進対策事業の減、その下の農業生産振興対策事業の減、この2点について内容についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稻垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

生産調整推進対策事業費の減でございますが、これは矢巾町農業再生支援協議会に対する

補助金が、事業精査により県の補助金が減額となったものでございます。

それから、続きまして農業生産振興対策事業費の減でございますが、こちらは昨年度営農組合組織に対しまして購入いたしましたコンバインの金額ですが、当初予定していた金額よりも実際の購入費が減になったために減っているものでございます。機械が1,200万円を予定していたものが減額になりまして、補助金額が600万円から515万円に変更になったものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原由巳議員。

○15番（藤原由巳議員） 内容については理解したつもりでございますが、実はこの生産調整推進対策事業費についてでございますが、28年度の予算執行に当たりまして、当初予算で大幅減額になったのはそのとおりでございましたが、その段階の説明では農業者には大丈夫応分の対応していくので大幅な減額にはならないだろうというふうな冒頭当初での回答をいただいておったわけでございます。詳しいことは今後また精査して6月会議あたりにでも再度お伺いしますが、いずれこの辺の、今回のは支援協議会への減ということですからあれでございますが、農家サイドまで伝わる、あるいは影響を及ぼすような補助金について、その説明がほとんどなされない中で、当局あるいは支援協議会のみの判断で大幅減額されておったという実例が発生したわけでございまして、先般産業建設常任委員会でもその辺の調査をしていただいたわけでございますが、考えられないような措置が講じられておったということがありましたので、今後はこういった、金額的には少ないのでございますが、減額になる際には支援協議会なり、あるいは関係する団体あるいはそういった営農組織等々にはきちんと説明をした後に予算の執行をお願いするものでございます。詳細については、もっと精査して6月会議あたりに質問させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどの質問の再質問です。ページ数で17ページの農地中間管理事業の受託金が10万増になっていて、そして歳出ではマイナスになっているのですけれども、これは中間管理機構は国の制度と県に受託されている部分なのですけれども、その中間管理機構では進めるようにしたということで増額になっているのか。そして、矢巾町の面積は中間管理機構に委託したということで歳出は減額になっているのですよね。ということは、農

地が減ってきてているというか、ということなのですね。耕作放棄地が中間管理機構に委託されてそうなったのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稻垣謙治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

農地の面積とかが減ったのではなくて、中間管理機構を通じての貸し借りをした面積が減ったので、それに対する補助金が減ったということで歳出のほうは減をさせていただいておりますし、歳入の雑入につきましては、これは事務費の部分でございますので、中間管理機構から事務委託をされているその事務費を最終的に精算した結果、増額でいただいたという結果になります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

時間があれですけれども、ちょっと次の日程の関係がありますので進めます。

---

日程第10 議案第38号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第10、議案第38号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第38号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の改正につきましては、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進するため、岩手県産業再生復興推進計画に定められた町内の復興産業集積区域において県が指定する事業者等がその指定事業の用に供する対象施設もしくは対象設備の新設または増設を行った固定資産に対する固定資産税の課税免除について平成29年3月31日までとされていた

ところですが、今般東日本大震災復興特別区域法が第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により適用期間が平成33年3月31日まで延長され平成29年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第38号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第39号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第11、議案第39号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第39号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正し、20款町債の社会体育施設整備事業債を新設補正とするものであります。

次に、歳出につきましては10款教育費の体育施設整備事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,310万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億5,910万円とするものであります。

詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 今町長から担当職員ということでありましたけれども、付託案件としますので、予算決算常任委員会が始まりましたならば詳細説明を求めます。

したがいまして、今お諮りいたします。議案第39号については、会議規則第39条の規定により予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算案については、この後開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、報告書を当職のもとに提出するようお願いいたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号については予算決算常任委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いをいたします。

それでは、直ちに予算決算常任委員会を開催し、報告書を当職のもとに提出するようお願いします。

ここで暫時休憩に入ります。

午後 2時48分 休憩

---

午後 4時20分 再開

○議長（廣田光男議員） それでは、再開します。

予算決算常任委員会に付託しておりました議案第39号 平成29年度矢巾町一般会計補正予

算（第1号）について、予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） それでは、予算決算常任委員会の審査報告書を読み上げて報告をいたします。

平成29年4月28日、矢巾町議会議長、廣田光男様、矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第39号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について。

本常任委員会は、平成29年4月28日付付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は議案第39号に対し次のとおり附帯決議を付する。記、1、町民総合体育館は町民にとって数少ない貴重な施設であり、いつでも安心して使用できることが望まれている。今回の事案について大いに反省し、今後現場の声を聞きながら現状を把握し、早目の対応に努められたい。2、町内施設の実態調査を早急に行い、その結果について早期に公表するとともに、今後の計画と見通しについて示されたい。3、当初予算審議を終えてすぐ補正予算が提案されたが、今後の悪しき前例とならないよう、当初予算編成に当たっては情報を共有し、慎重に検討されたい。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第39号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

町長及び参与の方々には退席されて結構です。

午後 4時24分 休憩

---

午後 4時25分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

---

日程第12 発議案第1号 「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」法案の撤回  
を求める意見書の提出について

○議長（廣田光男議員） 日程第12、発議案第1号 「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」法案の撤回を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

14番、小川文子議員。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番（小川文子議員） 14番、日本共産党の小川文子でございます。趣旨を説明をいたします。

このたびのテロ等共謀罪につきましては、4月19日より審議が国会でされているものでございます。共謀罪は、東京オリンピック・パラリンピック等のテロ対策のいわゆる口実となっておりますけれども、私はこの共謀罪の問題について主に2つの理由を述べたいと思います。

一つは、この共謀罪がいわゆる憲法で保障されている基本的人権、表現の自由、言論の自由、そして報道の自由、内心の自由、それらの最も大切な憲法の根幹ともいべき基本的人権が侵害されるおそれがあるということでございます。

もう一つは、この共謀罪がなくてもテロ対策のための準備はできているという、この2つのことについてでございます。

今回の共謀罪が出されてから、弁護士会、そして学者の会あるいはジャーナリストの皆さんのが反対声明を出したり、それなりの行動をなさっております。17日には、田原総一朗さんを初め著名なジャーナリストが国会で記者会見をいたしました。そして、田原総一朗さんは自分は戦後の最後の人間として、この共謀罪が戦前の治安維持法と大変よく似ている、大変な危惧をしている、体を張ってでも廃案にしたいと、このように述べていらっしゃいます。

このいわゆる共謀罪は、合意を処罰する内容でございます。実際に犯罪による被害が起きない前に、そして犯罪の実行がない段階で処罰することになります。したがいまして、捜査する方々は大変な難しい捜査を求められます。特にも現在盗聴法がございますが、盗聴法で認められていない室内の盗聴、それから会話の傍受、これらがだんだんになればこの共謀罪が処罰できない状況になってくる可能性があるのでございます。これによって合意、そしてそのための準備という曖昧な段階で処罰が実行されると、いわゆる冤罪が生じるおそれがあります。自白、供述中心の取り調べになってまいります。

また、今回の法案では自首した人に対する減刑や免除ができるという仕組みも報じられております。これは、密告を奨励することにつながってまいります。

このように盗聴されたり、あるいは密告が進むことによりまして、国民の監視体制、密告社会が形成される可能性があるのでございます。

歴史の教訓、それは戦前にいわゆる共産主義者を取り締まるという治安維持法が、最終的には自由主義者、そしていわゆる新興宗教の人たちまで、個人まで含めて捜査の対象になり、そして横浜事件という最大の冤罪も生みました。歴史は繰り返す。そして、私どもは歴史の教訓を学ばなければならぬと思います。民主主義が破壊されるところに、最後は戦争につながる危険があるということでございます。

もう一つは、テロに対して東京オリンピック・パラリンピックのために必要だという理由についてでございますけれども、現在組織犯罪の国際条約が13本あります。日本はこの13本全てにいわゆる批准をして、そして国内法の整備が調っております。今公聴会等で問題になっておりますのが、いわゆる国際組織犯罪防止条例、T O C条約というものでございます。この条約そのものは、テロを取り締まるのではなく、マフィアなどの国際的な犯罪、経済犯罪を取り締まる内容のものでございます。そして、公聴の段階でテロを含むかどうかが議論をされましたけれども、最終的にはテロ対策は外されました。そして、このT O C条約に批准するためにいわゆる共謀罪という罪が必要だということが原因になっておりますけれども、この条約の批准に当たっては国内法が優先されることになっております。したがいまして、

各国の国内法の基本原則にのっとって条約が締結できるという中身でございます。したがいまして、この共謀罪がなくてもいわゆる T O C の条約に加盟はできる。

そして、この危険ないわゆる戦前の治安維持法と大変よく似たこの拡大解釈、そして恣意的な捜査が可能となるこの共謀罪については、私は今のうちに、まだ今審議の最中ではございますが、審議をすればするほど対象が曖昧、いろんな問題が出ておりますけれども、閣議決定をされた段階から大変危惧をしている内容でございますので、本町の議会として国にこの法案の撤回を求める意見書を上げていただきたく、私の意見といたします。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。反対。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 反対討論。村松信一議員。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） 「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」法案の撤回を求める意見書となっておりますが、この名称は呼称であり、正式には組織的犯罪処罰法改正案と書かれております。私は、正式名称での意見提出が必要ではないかと考えます。

また、意見書にあります共謀罪が創設されれば捜査当局が日常的に監視し、密告が奨励される社会を巻き起こすとあります。日常的に監視することになるのではないかという懸念も出ておりますが、日常的に監視するとは言い切れませんし、また密告が奨励される社会を巻き起こしますと決めつけるものでもないと思います。巻き起こしますと決めつけるのではなく、そのような懸念が生じますなどの文言が必要ではないでしょうか。

また、正当に活動する団体でも一変したしたと捜査当局が判断しただけで処罰の対象になることが明らかになっておりますと明記されておりますが、一般の団体でも犯罪を繰り返すなどして目的が一定の犯罪を犯すことに一変すればありますので、このような文書の要約も必要ではないでしょうか。

そして、共謀罪は市民社会と人権に重大な影響を及ぼし、自由に物を言えない戦前の治安維持法の再来となる危険な法案でありますとありますが、法案の内容はそれとは違うのでは

ないかと思います。

以上のように、これは重要法案でありますので、意見書の内容に私は修正を必要としたい部分があるのと、国政においてはもっと慎重審議が必要であると明記したいとの考えから、今回の意見書の提出については反対でございます。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 次に、賛成討論ありますか。

10番、山崎道夫議員。

（「議長」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 何ですか。

○15番（藤原由巳議員） 賛成者が討論することにちょっと異議があります。今回の発議案に賛成している議員が賛成討論を行うということについて異議があります。

○議長（廣田光男議員） 動議が出されましたので、動議の取り扱いについて今……ちょっとお待ちください。

ただいまこの討論のあり方について動議が出されましたので、ここで暫時休憩し議会運営委員会を開きますので、第1委員会室のほうで議運を開催していただきたいと思います。

午後 4時37分 休憩

---

午後 4時49分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をします。

休憩前に藤原由巳議員から動議が出されまして、議会運営委員会のほうに協議を申し入れましたので、その協議の結果について議会運営委員長から発言をお願いします。

川村農夫議運委員長。自席で結構です。

○議会運営委員長（川村農夫議員） 先ほど動議が出されました賛成討論、この発議案第1号に掲載されております賛成者が賛成討論をしていいのかという動議が出されました、議員必携129ページの発言の中の討論というところにも禁止する部分が明記されてございませんでした。動議提出者からは文献を参考にQ&Aの中からそういったみなすこともできるという主張がありましたけれども、県議長会のほうに問い合わせしたところ、禁止するものはないと、発言を禁止するものはないということでございましたので、議会運営委員会といたしましては賛成者でも賛成討論を認めるということに至りました。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 議運の委員長の説明が終わりました。そのとおりでございますので、議長としてはそのように取り扱いをしたい。

ただし、小川文子議員に議長として申し入れをいたします。発議案の提案に対して発議案の朗読がありませんでした。発議案の朗読も改めて求めます。

小川文子議員。自席で結構です、今回は。

○14番（小川文子議員） 失礼いたしました。では、自席で読ませていただきます。

発議案第1号 「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」法案の撤回を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則）第1号第14条の規定により提出する。平成29年4月28日、矢巾町議會議長、廣田光男様。提出者、矢巾町議會議員、小川文子、賛成者、同じく藤原梅昭、同じく齊藤正範、同じく山崎道夫、同じく川村よし子。

○議長（廣田光男議員） 意見書については事務局が朗読をしますので、事務局、朗読をお願いします。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 議事が前後して大変恐縮でございます。

---

### 会議時間の延長

○議長（廣田光男議員） それでは、途中でございますけれども、当職のほうからお願いがございます。時間延長の可能性がある場合は午後5時を越える可能性があります。そこで皆様方にあらかじめ申し上げます。会議時間は会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、その時間までに本日の日程を終了することが難しい状況にありますので、午後5時を過ぎる場合には同条第2項の規定により会議時間を延長することをあらかじめ宣言いたします。

---

○議長（廣田光男議員） それでは、動議前の状況から引き続き、賛成討論ありますか。

10番、山崎道夫議員。

（10番 山崎道夫議員 登壇）

○10番（山崎道夫議員） テロ等組織犯罪準備罪、いわゆる共謀罪法案の撤回を求める意見書の提出について、賛成討論をいたします。

東京オリンピックのためにテロ対策が必要だ、安倍政権はそんな口実でテロ等準備罪、

いわゆる共謀罪法案を6月までの今国会で成立させようとしております。

法案に対する安倍首相の説明は、東京オリンピックの開催のためにはテロを未然に防ぐため国際組織犯罪防止条約の批准が必要である、批准のためには日本は国内法整備として組織犯罪処罰法改正案、いわゆる共謀罪をつくらなければならないと主張しております。

しかし、国際犯罪防止条約はテロ等対策の条約ではなく、国際的なマフィア対策を目的としております。条約の起草段階において、日本政府自体もテロについては本条約の対象にするべきではないと主張しておりました。

テロ対策が必要なのは当然でありますが、日本は既に国連の主要13条約、例えば航空機内の犯罪防止条約、人質行為防止条約、爆弾テロ防止条約、テロ資金供与防止条約などを批准済みであります。また、国内法も整備済みであります。したがって、殺人やハイジャック、サリンの散布など、テロで問題となる犯罪は未遂以前の予備段階で処罰する規定が既にあります。

したがって、以上のことからも共謀罪がテロ対策として必要だという主張が口実に過ぎないことは明らかであり、過去3回にわたって廃案となつた共謀罪と何ら変わらない法案であります。

法曹界の中には21世紀版の治安維持法だと指摘する声もあるくらい危険視されている法案であります。また、安倍政権はテロ等組織犯罪準備罪法案の説明の中で、監視社会になることは決してないと強調していますが、1925年4月に公布された治安維持法の審議において思想を圧迫するとか研究に干渉するものではない、善良な国民に対して何ら刺激を与えるものではないと答弁したにもかかわらず、法の乱用が不安視されていることが的中し、労働組合に始まって民主主義運動や反戦運動の関係者にも適用範囲が広がり、やがては新興宗教の信者までが弾圧の対象にされたという忌まわしい歴史があります。

昨年の盗聴法の改悪で、盗聴の対象犯罪が一般の犯罪にまで大きく広げられました。国会質疑で金田勝年法務大臣は、共謀罪も盗聴の対象にすることが今後検討すべき課題であると答弁しております。警察が共謀があると疑えば、その関係者とみなされたことにより携帯電話はもちろんメールやツイッター、LINEでのやりとりを正当な捜査として監視できることになり、今まで自由にできていた政府の方針などに対する批判などのようなメールやツイッターを控えなければならない社会がつくられるおそれがあります。

こうした中、日本雑誌協会の田近正樹氏は4月7日、東京都内の会合で、自由な話ができないくなるかもしれない、当局はいつでも捜査できるということ自体が社会を変えてしまうと

警鐘を鳴らしています。

このように捜査対象の定義が曖昧で、運用次第で監視社会を招くとの不安が根強いいわゆる共謀罪、テロ等組織犯罪準備罪法案について撤回することを強く求めるものでありますし、あわせて意見書の提出についても求めるものであります。

以上を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（廣田光男議員） 他に討論ありますか。反対討論はあと1名ぐらいにしたいと思いま  
すが、よろしうございますか。

それでは、3番、廣田清実議員。なるべく簡潔にお願いします。

（3番 廣田清実議員 登壇）

○3番（廣田清実議員） 議席番号3番、廣田清実でございます。

この法案に関してはいろんな部分で賛否両論問われております。この中でも、先ほどから言われている正式名称が全く違うという部分は、信一議員さんからもご指摘ありましたけれども、これは組織犯罪処罰法（平成11年法律第136号）で決まった部分の、それに対しての改正案ということで今、3月20日から行われております。そのことから提出者にも理解がまだできていない。ましてやこの議会の中で一度も論議されていない部分を考えますと、この否をすぐ決めるのではなくて、私たちはこれからこの部分に関して慎重審議を求めるような意見書であれば、私たちは知らなくてもそういう部分で考えられると思いますけれども、今のいろんな部分の意見がある中で撤回を求めるだけの意見書をつけるのはいかが、甚だ危険であるように思います。

それに、先ほどから共謀罪、共謀罪と言っておりますけれども、共謀罪に関しましては先ほど言ったとおり3回廃案になっておりますし、その中で限定されたテロ準備法案ということであります。争点になっている部分に関しましては、今の法案では犠牲者が出てなければそれは取り締まれないという部分、それから民間の団体まで取り締まられるのではないかという、その2つの争点が大きな争点だと思います。

しかしながら、その争点もまだはっきりしない中、私たちが否だけを意見するのは私は危険な判断だと思います。であれば提案者は、慎重審議を求めるような意見書を出すのであれば、私たちも考えられますけれども、そういう部分ではないと、もう否という部分の意見書であれば、これはまだ論議されていない部分ですし、確かにいろんな部分の3分の1の、ありましたけれども、テロ準備法案につきましては、今の段階では世論では58%から46%賛成があつて、反対に対しては25%から14%という部分で、確かにこれは4月15、16の調査であ

りましたけれども、今は北朝鮮等の危惧からすればもう少し高い部分になっているのではないかと思います。

以上のことと踏まえまして、提出に反対の討論とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 先ほどお話ししましたとおり、反対討論、賛成討論、どちらも出尽くしたように議長判断しましたが、これで討論を打ち切ってよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、討論を終わります。

採決に入ります。

発議案第1号 「テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）」法案の撤回を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立少数であります。

よって、発議案第1号は否決されました。

---

日程第13 発議案第2号 新しいまちづくり調査研究特別委員会の廃止について

○議長（廣田光男議員） 次に、日程第13、発議案第2号 新しいまちづくり調査研究特別委員会の廃止についてを議題とします。

提案理由を求めます。

9番、川村農夫議員。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 発議案第2号 新しいまちづくり調査研究特別委員会の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

議会では、岩手医科大学附属病院の移転開業、土地利用の問題、第7次矢巾町総合計画の策定及び検証について、新しいまちづくりという地方創生の観点において総合的に調査研究する必要があることから、平成27年6月会議において新しいまちづくり調査研究特別委員会を設置し、調査研究を行ってきたところであります。

平成27年度は4項目、28年度は14項目について調査研究を行い、その結果の報告と6項目についての政策提言を報告書にまとめ、最終報告が行われました。

のことから特別委員会の設置目的が終了したと判断されるため、今後の新しいまちづくりに生かされるものと期待しながら、本特別委員会を廃止するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

大変失礼いたしました。発議案第2号 新しいまちづくり調査研究特別委員会の廃止について、この表紙、表題を朗読しておりませんでしたので、前後いたしましたが、朗読させていただきます。

新しいまちづくり調査研究特別委員会の廃止について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成29年4月28日、矢巾町議会議長、廣田光男様。提出者、矢巾町議会議員、川村農夫、賛成者、藤原由巳、廣田清実、齊藤正範、藤原梅昭、山崎道夫、小川文子。

大変失礼いたしました。以上、表題部ありました。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。

発議案第2号 新しいまちづくり調査研究特別委員会の廃止についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 発議案第3号 いじめ対策調査特別委員会の廃止について

○議長（廣田光男議員） 日程第14、発議案第3号 いじめ対策調査特別委員会の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

(9番 川村農夫議員 登壇)

○9番（川村農夫議員） 発議案第3号 いじめ対策調査特別委員会の廃止について。いじめ対策調査特別委員会の廃止について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり提案する。

平成29年4月28日、矢巾町議会議長、廣田光男様。提出者、矢巾町議会議員、川村農夫、賛成者、藤原由巳、廣田清実、齊藤正範、藤原梅昭、山崎道夫、小川文子。

発議案第3号 いじめ対策調査特別委員会の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

平成27年7月5日、いじめが一因と思われる中学2年の男子生徒がみずから命を絶つという重大な事案が発生しました。なぜいじめが起こるのか、なぜ大人は子どもを守ることができなかつたのか、どのようにしたらいじめを防止することができるのかなど、対策や調査を行う必要があることから、議会では平成27年7月会議においていじめ対策調査特別委員会を設置し、調査を行ってきたところであります。

事案発生後の対応や第三者委員会の報告など、途中経過や提言内容、町制定のいじめ防止条例などに関して質疑や協議を行ってまいりました。

矢巾町いじめ防止対策に関する条例は、特別委員会に付託され審議した結果、2年をめどとして条例の検討を行い、条例の改正、その他必要な措置を講ずるものとすることを附則に加え、修正案を議決しました。

そして、矢巾町いじめ防止対策に関する条例が制定、施行され、特別委員会の調査について最終報告が行われました。

このことによりまして特別委員会の設置目的が終了したことから、本町で起きた悲しい事案を二度と起こしてはいけないと強く決意し、特別委員会を廃止するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。

発議案第3号 いじめ対策調査特別委員会の廃止についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩しますが、この間にちょっと事務局のほうから配付する作業がありますので、暫時休憩です。

午後 5時17分 休憩

-----  
午後 5時18分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をします。

---

#### 日程第15 常任委員会委員の選任について

○議長（廣田光男議員） 日程第15、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の選任については、矢巾町議会委員会条例第7条の規定により、ただいまお手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

職員に名簿を朗読させます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） お諮りをいたします。

ただいま朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会の選任についてはただいま指名したとおり決定をいたしました。

なお、当職は総務常任委員会に所属することといたします。

改めてちょっと皆さんにお伺いをします。時間がかなり押しておりますので、本来の日程からしますと常任委員会の委員長、副委員長の互選をお願いをする予定でございますが、引き

続きそちらのほうに議事を進めてよろしいものか、それとも委員長人事、副委員長人事については後日改めて協議するという方法もありますが、ご提案申し上げます。

議長としてはこの常任委員会の委員長、副委員長の互選もやって、最終的には議会運営委員会の構成まで入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） それでは、時間押しますけれども、直ちに常任委員会の委員長、副委員長の互選に入れます。それぞれの委員会に分かれて互選していただきます。

委員長、副委員長が決まりましたならば、当職まで報告願います。

それでは、直ちに常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行うよう、口頭をもつて通知します。

午後 5時22分 休憩

---

午後 7時11分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

それぞれの委員会を開催してもらいましたが、決まった委員会はあります。それから、決まらなかった委員会は2つあります。そこでお話をします。

総務常任委員会は、委員長互選の結果、報告がありました。委員長は小川文子議員、副委員長は川村農夫議員ということで、これは全員一致で決りました。

それから次に、産業建設常任委員会の仮議長からは決定できなかつたので代表者会議で決めてほしいということです。そして、各会派代表者会議を開催願いたいということで議長に申し入れがありましたので、これは議長としては受理します。したがつて、次回代表者会議で方向づけをします。これには代表者会議の意見を尊重してもらわなければなりません、ここまで決まった以上は。代表者会議は可及的速やかに開きます。きょうは開きません。

それから、教育民生常任委員会からは全く同趣旨の報告が来ました。教民のほうも決定できなかつたので、代表者会議で決めてほしい。会派代表者会議を開いてほしいということで、私としてはきょうは決まった委員会が1つ、決まらなかつた委員会2つありますので、代表者会議を開きます。それはさつき言ったように連休明けになるのか、連休明けになるのでしょうかね、きょう金曜日ですから、あるいは1日、2日もありますけれども、任期は8日までありますので、その辺のところは議長に開催日にちは任せてもらいたいと思います。なるべく早くやります。ということで、お諮りいたします。

そこで、委員長が決まったところについては委員長からご挨拶をお願いします。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 2期、3期と総務の委員として活動させていただきまして、このたび委員長を自分からやりたいということで、皆さんから承認を受けたところでございます。もとより非力ではございますが、総務の皆さんと一緒に、きょうのこともありますが、心を一つに頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） ここで、副委員長に選任されました川村農夫議員からも挨拶を求めます。

川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 総務常任委員会副委員長に選任されました川村でございます。委員長事故あるときを基本としながら、委員会の円滑な運営に努力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長、副委員長挨拶はこれまでとします。

したがいまして、物の順番からしますと、総務、産建、教民が出そろった後に予算決算常任委員会と広報広聴常任委員会を開催する予定でございましたが、これにつきましては先ほど来お話ししたとおり代表者会議を待って、後日開催されることになります。それは本会議を設定します、そこでは。ということで、代表者会議を受けた後は本会議がまたあります。5月会議になるでしょう、きっと、ということです。ただ、任期が5月8日までですので、できれば5月8日までには本会議開きたいと思います。これは当局関係ありませんので、議会だけで開催します。

ということで、その次の日程でございますが、その次の日程として用意しておりましたが、議会運営委員会につきましては今の3常任委員会の決定を受けることでもありませんので、委員は各派から推薦されてありますので、きょうこここのところあともう少しですが、委員の承認といきますか。それとも、これも含めて次回にしますか。

副議長。

○17番（米倉清志議員） 後日。

○議長（廣田光男議員） 後日。では、議会運営委員会のほうの委員の選任と委員長、副委員長の選任は次回開催の5月会議に委ねることとします。よろしいですね。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） では、ないということで決めましたよ。よろしくお願ひします。

---

○議長（廣田光男議員） それでは、きょうの日程はこれまでとなります。

それでは、以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもって平成29年矢巾町議会定例会4月会議を閉じます。大変ご苦労さまでございました。

午後 7時17分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員